

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報告わり其代價還送料廣告料は左の如し  
一號二面〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三  
箇月〇一箇年前三金六錢〇月別休刊  
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ  
還送料ヲ申セシ

# 衆議院の舉動時事新報

政府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を壊滅するより名社獨一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通便を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直はに本社に向け發送あらんとぞ請ふ

し遂に一昨日の議場に於ては彈劾的上奏案を可決して併せて全期を休會するなどとなせり始め上奏の風説あるや我輩は其不可なる所以を陳べて事の未然に注意を促せしが其甲斐もなく今日に立到りたるは亦是非もなき次第なれども元來如何なる重大の事件ありて此衝突を惹起したるやと尋ねれば議院は豫算に大削減を加へ政府は之に同意する能はずと云へる豫算上の争に次第なれども元來如何なる重大の事件ありて此衝突を惹起したるやと尋ねれば議院は豫算に大削減を加へ政府は之に同意する能はずと云へる豫算上の争にして敢て珍しき大事にもあらず昨年も此爭わり一年も此争わり明年明後年も蓋し此等なきを期す可らず其都度上奏に訴へたらば殆んど際限もなき次第なる何し勿論上奏の權は憲法上衆議院に附與せられたるもの精神より窺へば百年に一たび用ひるか千年に再び用ひるか儀式同様と視為して大小の政事は都て政府となれば其權限内に運動するは妨なきに似たれども法の精神より窺へば百年に一たび用ひるか千年に再び用ひるか儀式同様と視為して大小の政事は都て政府と議院とに於て其責に任じて分外に逸ず可らざるは何人も丁寧すると難からざる筈なるに毎年有勝なる豫算の等を以て容易に御虚を煩し奉るとは之を不穏と云はずして専ら議院が自家の權限を輕視濫用するものと謂せざるを得ず或は上奏に付ては別に勅諭の御沙汰もなくなるならんが唯議院の爲めに我輩の體くまでも非難する所なれどもソハ暫く獨り議院が上奏に次で全期休會を決したるに至ては實に堪へ難しこと云ふの外ならぬ議定も亦休止せざるを得ざるは我憲法の定めにして事種々ある可しど雖も議會一たび休止すれば千百の法律の如何に拘はらず兎も角も議會は國家行政の権を握するの若ぞ免否可らず方今我經國の要務は構んで山を成し之を處理するに足らずして天下の人民も亦悉く足を缺てゝ事體の舉るを俟たざるはなし例へば鐵道法案のみとなり取引所條例のみとなり鐵路擴張の事なり何れも人民の利害に直接せる計畫なれども議會休會をありては是等一年を空んぜざる可らざる風潮にして國家の急を要するのみならず亦實に人民の急に成る事無既に人民の急に成りたならば豈その不平なくして當初議院は議會の爲めに責めらるゝ上に又人民の急を爲めにも責めらるゝ事ならん苟に致する

貴族院議事

て政府に民論排斥の口實を假すに足る迄のみとなれば  
我輩は此際議員諸氏の心を静めて熟慮あらんを望む者  
なり

官報

○通信省告示第四十五號

本月十六日ヨリ越中國射水郡放生津郵便電信局ヲ新達  
郵便電信局ト改稱ス

明治二十六年二月八日

通信大臣伯爵黒田清蔭

に明治政府は決して良政府にあらず維新以來の過誤失  
錯は枚舉に堪へざる程にして殊に明治十四年後に至て  
は益々民間の不平を買ひ而して臺も注意の實なかりし  
折柄國會開設せられて各地方の代議士は恰も民間積年  
の不平を代表して政府と對陣したるみとなれば衝突の  
起るや怪むに足らざる所にして此點より視れば上奏と  
云ひ休會と云ひ凡そ斯る難局を曠したるの實は主として  
政府にある可じと雖も是は衝突の遠因にして近因と  
云へば寧ろ民黨が過激の改革を企てゝ一直線に突進し  
たるの結果と云ふ可し政府の責か議院の失か人民は全  
や之が爲め空々漠々百事なすなきの地域に委棄せられ  
自家の利害に取て不平なき能はずすれば其不平は何と  
れにか向ふ所なる可らず此時に當り詳に多年の歴  
史に稽へ政局變動の情理を察して遂に遠因を難する者  
滔々たる天下知らず果して雙人ある可きや况んや時勢  
の變遷は民心を實利の一方に導き事業上の興廢に忙  
しくして時の進退を爭ふ者多きに於てをや先づ其近因  
を覗て直ちに責を民黨の過激に歸し公利私益みもく  
相混じて議院はあれども猶ほ無きが如し議院は却て民  
衆の方も苦不りて居て平生より爲り難アリ

二月八日午前十一時十分開議  
議長は舊官長として衆議院休會の通牒を朗讀せしめ  
續て議事日程に移る

辨護士法案 第二議會（延會）

加藤弘之氏登壇し前日來引續き討議中の同法案第一、  
二、三條に對し委員修正説を發成して云く抑も本案は  
衆議院送付通り可決せば兎も角も本院の委員修正説委  
員にて成立せば兩院の交渉を開かざるべからず然る  
に今日の状勢より推考すれば本案もドーやら本物にな  
りそには思はれず之を論議するは誠に張合のなきよ  
どながら委員修正説賛成の理由を簡単に陳述せんに反  
對論者は實務修習試験とば頗る必要なりと云ふ本員亦  
必ず不必要なりと云はせ左りながら裁判官は試補とな  
りて實務修習するみどを得れども辨護士は實際に於て  
到底修習試験と爲し能はざるべく且つ裁判官とは職權  
上に於て大に性質を異にする故裁判官實務修習と爲せ  
ばとて代言人亦必ず修習試験を爲さしめざるべからず本  
と云ふの理あらんや又東京大坂等に於ては隨分多年の  
経験により有名なる辨護士も渺からざれども地方に至  
ては學術上の知識皆無なる怪しきもの多し是等を師と  
して法科大學卒業生等に實務修習と爲さしむる如きと  
都合を生ずるに至らん本員は目下の状勢法律を普及せ  
しむるに熱心なり當分の内學術上の試験のみを爲して  
しむるに於て何の差支へかあらん云々  
政府委員清浦重吾氏委員修正説に反對して云く反對論  
者と雖も徹頭徹尾二回の試験と不必要とするものには  
わらすして唯急劇の變更と爲すべからずとの意なるが  
如し又實務修習と爲さしめんかとの場所なきと如何せ  
んと唱へしものありしが目下代言人の現状を述べ以て  
其杞憂を解かん目下代言人は千四百二十三人内舊規則  
に據りて許されたるものは四百十六人司法省の免許を  
得たるものは八百九十七人大學卒業の法學士司法省舊  
法學校の卒業生一百十名なるが是に據りて見れば地方  
之雖も豈ち三百代言モグリ代言人のみに限らざるを以

貴族院の見聞

議。其を博。事じを成らぬを感。意。午前。午後。

成行の  
と開き  
心、  
前十日  
から

然。の未  
きた  
職員  
時の  
し開

未勝  
だ知  
りと  
の體  
定刻  
會を

院は  
る可  
て喜  
裏に  
を過  
報し

第一回  
内一の  
に存在  
過ぐる  
じだね

を以る者あるにやと凡も議

て休あるやるふらんくわん

会津よん

貴族無貧

本院は、  
登記を  
するも、  
に依る  
るもの、  
以上三  
種類の  
花木を

の少  
りて  
の少

# くわ鎧さくの隠れし

て、○の機を故に、も亦事のせん上後野二下十三三。

午後一時半より午後二時半まで、流通の單筆で豊潤な筆調は如何と云ふべきである。

五分  
一時  
八時  
白河  
午前  
九時

も日難し者待ちに一十日十三時五十五年四月廿二日午後

の地にすら其た客々たるに非ずや本員は現法の如き試験法に據り此の上百や二百の代言人を増加すれば必ずして差支へなきのみならず地方には大なる利益を與ふるふとなど信す本員はそれ故に委員修正を賛成すと述べ降壇せり

折柄村田保氏は政府委員に質問して云く本員は政府委員は委員修正に賛成ならんと思ひたるに先刻の演説に據れば反対なるが如し政府委員は實務修習を一年か一年半位爲さしむれば可なりと述べたるが本員は實際其年限を定め難く思ふ政府委員は何に據りて斯く定めんとするや云々と聞ひたるに清浦氏答へて云く本員第三條に辯護士試験に關する規則は司法大臣之を定むと規定せり即ち此の條に據りて實業修習は一年か一年半位に規定する積りなり序ながら菊池氏の演説に對して辯せん本員の現今代言人の統計を示して論せしは菊池氏の云へる如く多く代言人を增加せしめざる開闢となすと云ふの意には非ず是は菊池氏の誤解ならんと信す本員は唯た實務修習の場所なきに非ざるふとを證せん爲め列舉せしに過ぎず云々と述べ終るや議員中より三四の發言を求むる聲ありたれども議長は既に時刻なればとて一應休憩を命じたるは零時五分なりしが午牌一時過に至りて再び開會を報じたるも出席員數甚だ勢く書記官は頻に拍手を鳴らして出席を促したるもその甲斐なく出席員定則數を缺くを以て議員は議論なく延會を命じ本日の議事日程を報告して散會を告げたるは一時四十分頃なりし

る是等の内大學卒業生若くは司法省の免許を得たる代理人は一定の學識と經験とを有せり是等の人々に就て實務修習を爲せば何んぞその場所なきを憂へんや又代理人は訴訟人の擇擇に任すべしと唱ふるものあるが苟くも社會の信用を得て營業するものなれば夫に相應したる資格を備へしむるひと頗る必要なり若しその資格を備ふるに及ばず全く社會の擇擇に任すべしと云はゝ學術試験亦施行するに及ばずと極論して可なるべし又論者の中には受驗資格を以て機に過ぎたりと論するものあるが是は認可學校生徒の特典を廢したる爲めならんが今日の状勢認可生必ずしも優等ならず普通生必ずしも執るに至らざるもののみならず故に一定の學力を有するものは何人を雖も受驗せしむるひとしなりたゞ今回辯護士法を制定するに方りて二回の試験を設くるは實に將來に於て頗る必要なり幸に原案を賛成せられんひとを望むと述べたり  
菊池武夫氏登壇、本員は當業者實際の希望と意見を述べて参考に供せん今日の代言人規則に於て別に大なる差支へはなく唯一年々々に免許引續願を出すひとなり是は實際甚だ煩雑にして時機を失せばその資格を失ふ如き不都合を齎す故に是のみは廢止して本案の如く一度免許を得れば生涯その資格を保持するひとを得べき様に爲したしと是れ當業者の希望なり當業者の希望常に正當には非るべけれども實際利害を感する當業者に於て現法を強て差支へなしと云ふ以上は現法致て大なる不都合なき明證なり從て現法に粗ほ類似せる修正案亦當業者に差支へあらるべきと信ず今之を受驗者との種類に照して二回試験を廢するひとは決して不都合に非ざるを知る即ち其第一種は大學卒業生にして第二種は司法省の試験に及第したる人なるがその實際教務の模様を見るに第一種のものは卒業早々獨立の門戸を張て營業するひとを得れども第二種のものは及第早々獨立の門戸を張て營業するひと能はざれば止むなく先づ先輩の事務所に就き實務を修習せざるべからず然れども若し地方なれば直に獨立の門戸を張て營業するひとを得ん又營業して實際差支へなし是れ事實誠なり事實にして果して然らば殊更に法律を以て之を獨處するに及びざるべし何となれば實務修習せざれば獨立して營業する能はざることは現に實務修習を爲し居るに非ずや本願は是に關して理窟を云ふに及ばずと信ず抑も二回試験を必要とする論者の論據は辯護士は判鑑事と同等のものにせざるべからずと云ふに在り又今日既に多數の代言人われば受驗規則を嚴にすべきと云ふに在らんが今日の現状東京及大阪には成程多數の代言人もあるが地方に至ては甚だ跡く全國に於ける控訴院所在

書記官屬を呼んで、時十分頃に至り法學生の満足を開く加藤弘之曰く若しのみたるもの即ち實務修習の爲は甚だ不都合より此言出づ。實務修習の年は甚だ不都合府委員の説明なるべしと然と云ふに如何て曰く現今のり要するに此臣之を定むと田氏成ば思ひ又延々前項て之を開きたひたるに果しせり